

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

橿原市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 橿原市内全域

(1) 現況

本市は都市化の進展が著しく、農業生産をめぐる良好な環境の維持が困難になりつつある。経営規模も零細であることから、効率的・安定的な農業経営が求められており、若年層の農業離れや農業従事者の高齢化等による耕作放棄地の増加が問題になっている。

作物は水稻が中心であり、都市近郊農業として施設栽培を取り入れ、特に、苺・グリーンアスパラ・鉢花を中心とした農業が行われている。地形は、大和平野が広がり、全体的に起伏が少なく、農地や市街地が展開している。農地は平坦で団地性があるものの、大型農業機械に対応するほ場区画が備わっていない。また、近年は有害鳥獣による被害が顕著であるため、有害鳥獣対策を実施する必要がある。

このような背景から、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮が困難になってきており、地域ぐるみでの保全管理活動を支援する等の対策が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、優良農地の保全と一体的に水路、農道等の地域資源を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	橿原市内全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。